

京都市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第(0)号

京都市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

京都市母子保健法施行細則の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「現住所」を「現在地」に、同条第5号中「住所」を「住所地」に改める。

第14条第1項ただし書中「第20条第3項第4号及び第5号」を「第20条第3項第5号」に、「看護・移送給付申請書」を「移送給付申請書」に改める。

第20条の見出し中「看護料等」を「移送費」に改め、同条中「看護料又は」を削り、「看護料・移送費請求書」を「移送費請求書」に改める。

第6号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「ふりがな」を「フリガナ」に、

居 住 地	を	住 所 地	に改め、所在地の右に「(受
現 住 所		現在地 (住所地と同じ場合は、記入する必要はありません。)	

療者の現在地と同じ場合は、記入する必要はありません。)」を加え、同様式注を同注1とし、同注に次のように加える。

- 2 住所地の欄には、住民票に記載されている住所を記入してください。
- 3 現在地の欄には、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院している場合は、その場所を記入してください。
- 4 居住地の欄には、現在居住している場所を記入してください。帰省等をしている場合は、その場所を記入してください。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第14条関係）

移送給付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名（記名押印又は署名）  電話 ー ⑩

母子保健法施行規則第9条第1項の規定により移送の給付を申請します。	
フリガナ	
受療者氏名	
公費負担医療の受給者番号	
担当医師の意見	区 間
	方 法
	期 日
	移送を必要と認める理由
費用見積額	
年 月 日	指定養育医療機関 所在地  名称  電話番号  担当医師の氏名 ⑩

第9号様式を次のように改める。

第9号様式 (第14条関係)

養育医療意見書					年	月	日
(宛先) 京都市長		指定養育医療機関 所在地 名称 電話番号 担当医師氏名			㊟		
下記のとおり診断する。							
フリガナ		性別	男・女	生年月日	年月日		
氏名							
在胎週数	(単胎/双胎 (胎))			出生時の体重	グラム		
症 状 の 概 要	1 一般状態	(1) 運動不安又はけいれんがある。 (2) 運動が異常に少ない。					
	2 体温	(1) 体温が摂氏34度以下である。					
	3 呼吸器循環器	(1) 強度のチアノーゼが持続する。 (2) チアノーゼ発作を繰り返す。 (3) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にある。 (4) 呼吸数が毎分30以下である。 (5) 出血傾向が強い。					
	4 消化器	(1) 生後24時間以上排便がない。 (2) 生後48時間以上おう吐が持続している。 (3) 血性吐物又は血性便がある。					
	5 黄だん	(1) 生後数時間以内に現れる。 (2) 異常に強い黄だんがある。					
	6 その他の所見 (合併症の有無等)						
診療予定期間	年月日から 年月日まで						
治療費概算額	円						
現在受けている医療	<input type="checkbox"/> 保育器の使用 <input type="checkbox"/> 人工換気療法 <input type="checkbox"/> 酸素吸入 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 持続静脈内注射 <input type="checkbox"/> その他の医療						
症状の経過							

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第12号様式中「あて先」を「宛先」に、「名称」を「名称 電話番号」に、

「

氏名	男・女 年 月 日生
----	------------

を

「

フリガナ		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名		生年月日	年 月 日

に、「居住地」を

「住所地」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第13号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「 看護・移送用」を「 移送用」に、

「

氏名	
----	--

を

「

フリガナ	
氏名	

に改める。

第14号様式を次のように改める。

第14号様式 (第20条関係)

移送費請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
請求者の住所	請求者の氏名
	電話 ー ㊟

京都市母子保健法施行細則第20条の規定により移送費を請求します。		
請求金額	円	
移送	区間	から 経由 まで キロメートル
	方法	
	期日	年 月 日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)